参考資料３

横須賀市社会福祉事業団からの協議依頼について

１　協議依頼の提出

令和５年３月１日に福祉援護センターの指定管理者である社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団から、「就労継続支援Ｂ型事業」及び「就労定着支援事業」の休止に関する協議依頼がありました。

２　市の回答

以下のとおり、事業団からの協議依頼に対して、令和５年３月 13 日に市として回答しました。

（１）就労継続支援Ｂ型事業について（回答）

福祉援護センターの事業内容については、現在、「福祉援護センターのあり方に関する懇話会」（以下、「あり方懇話会」という。）の中で各委員に議論いただきながら検討を進めているところです。就労継続支援Ｂ型事業の休止については、利用者やご家族の意思が尊重された移行がなされることを前提としたうえで、今後のあり方懇話会での議論の結果を踏まえ、市としての方針を決定したいと考えております。また、事業の休止にあたっては条例改正の議決を得る必要もありますので、具体的な時期等につきましては、別途、貴事業団と協議のうえ決定いたします。

（２）就労定着事業について（回答）

前記１と同様に、就労定着支援事業の休止についての是非を含み、具体的な時期等については、今後のあり方懇話会の議論や議会の日程等を踏まえたうえで、別途、貴事業団と協議のうえ決定いたします。